

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
24	介護保険に関する事務

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

日南市は、介護保険に関する事務における特定個人情報ファイルを取り扱うにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを理解し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置をもって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを、ここに宣言する。

特記事項

- 本市では、個人情報保護条例及び日南市情報セキュリティポリシーにより、個人情報保護並びに情報システムに関するセキュリティ対策を実施している。
- システム利用時のID管理や操作履歴の保存等で、操作者権限等を厳密に管理している。
- 個人情報を処理する業務を外部に委託する場合は、契約に秘密保持や再委託の制限等を含め、個人情報を保護している。

評価実施機関名

宮崎県日南市長

公表日

令和7年3月21日

[令和6年10月 様式2]

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	介護保険に関する事務
②事務の概要	<p>日南市は、「介護保険法」及び「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年5月31日法律第27号)」(以下「番号法」という。)の規定に基づき、特定個人情報を介護保険の資格、賦課・徴収、認定、給付に関する事務において取り扱う。</p> <p>介護保険の事務において、特定個人情報を以下の業務で取り扱う。</p> <ul style="list-style-type: none">①各種申請書や届出書に関する確認②保険料賦課の算定や各種給付の所得区分の判定に必要な要件の情報照会③保険料賦課における特別徴収対象者の確認④被保険者の資格記録の管理⑤被保険者の受給資格及び給付実績の管理⑥保険料の徴収及びそれに伴う給付制限⑦要介護・要支援認定に関する事務
③システムの名称	<ul style="list-style-type: none">①Acrocity介護保険②MICJET番号連携サーバ③中間サーバ
2. 特定個人情報ファイル名	
介護保険情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表 項番100 番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令 第50条
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <p><選択肢></p> <ul style="list-style-type: none">1) 実施する2) 実施しない3) 未定
②法令上の根拠	番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条 【情報提供の根拠】 2、3、7、11、15、42、56、65、69、80、83、86、87、108、115、125、128、132、144、161の項 【情報照会の根拠】 131、132の項
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	健康福祉部 長寿課
②所属長の役職名	長寿課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	総合政策部 総務課 内部統制係 宮崎県日南市中央通一丁目1番地1 Tel 0987-31-1113
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	

連絡先	健康福祉部 長寿課 介護保険係 宮崎県日南市中央通一丁目1番地1 Tel 0987-31-1160
9. 規則第9条第2項の適用	[]適用した
適用した理由	

II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人か	<p><選択肢></p> <p>[1万人以上10万人未満]</p> <ul style="list-style-type: none">1) 1,000人未満(任意実施)2) 1,000人以上1万人未満3) 1万人以上10万人未満4) 10万人以上30万人未満5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和7年2月1日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	<p>[500人未満]</p> <p><選択肢></p> <ul style="list-style-type: none">1) 500人以上2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和7年2月1日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	<p>[発生なし]</p> <p><選択肢></p> <ul style="list-style-type: none">1) 発生あり2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]	<選択肢>	
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢>
1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている		
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢>
1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている		
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢>
1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている		
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[○]委託しない
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢>
1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている		
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)		[]提供・移転しない
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢>
1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている		
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[]接続しない(入手) []接続しない(提供)
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢>
1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている		
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢>
1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている		

7. 特定個人情報の保管・消去

特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
-----------------------------	---------------------	---------------------------------------------------

8. 人手を介在させる作業

[]人手を介在させる作業はない

人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	作業者と別の者によるダブルチェックを行っており、人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分と考えられる。	

9. 監査

実施の有無 [○] 自己点検 [○] 内部監査 [] 外部監査

10. 従業者に対する教育・啓発

従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
--------------	------------------------	---------------------------------------------------------

11. 最も優先度が高いと考えられる対策

[]全項目評価又は重点項目評価を実施する

最も優先度が高いと考えられる対策	[6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策] <選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発
------------------	-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

当該対策は十分か【再掲】	[十分である]<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
--------------	----------------------------------------------------------------------

判断の根拠	情報提供ネットワークシステムで情報照会を行うことができる端末と職員が限定されている。使用する端末も常時施錠しており、対策は十分であると考えられる。
-------	---------------------------------------------------------------------------

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和1年6月25日	II しきい値判断項目 1. 対象人数	平成30年7月1日 時点	令和1年6月1日 時点	事後	重要な変更に当たらない項目
令和1年6月25日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数	平成30年7月1日 時点	令和1年6月1日 時点	事後	重要な変更に当たらない項目
令和1年6月25日	IV リスク対策		項目追加	事後	様式の変更
令和3年9月16日	II しきい値判断項目 1. 対象人数	令和1年6月1日 時点	令和3年9月1日 時点	事後	重要な変更に当たらない項目
令和3年9月16日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数	令和1年6月1日 時点	令和3年9月1日 時点	事後	重要な変更に当たらない項目
令和3年9月16日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステム	【別表第二における情報提供の根拠】 番号法第19条第7号 別表第二の1、2、3、4、	【別表第二における情報提供の根拠】 番号法第19条第8号 別表第二の1、2、3、4、	事後	番号法(平成25年法律第27号)改正による号ズレ
令和4年10月20日	I 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	総合政策部 総務・危機管理課 総務係 宮崎県日南市中央通一丁目1番地1	総合政策部 総務課 内部統制係 宮崎県日南市中央通一丁目1番地1	事後	重要な変更に当たらない項目
令和4年10月20日	II しきい値判断項目 1. 対象人数	令和3年9月1日 時点	令和4年9月1日 時点	事後	重要な変更に当たらない項目
令和4年10月20日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数	令和3年9月1日 時点	令和4年9月1日 時点	事後	重要な変更に当たらない項目
令和5年10月23日	II しきい値判断項目 1. 対象人数	令和4年9月1日 時点	令和5年9月1日 時点	事後	重要な変更に当たらない項目
令和5年10月23日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数	令和4年9月1日 時点	令和5年9月1日 時点	事後	重要な変更に当たらない項目
令和7年3月21日	I 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠		番号法第9条第1項 別表 項番100 番号法別表の主務省令で定める事務を定める 命令 第50条	事後	令和6年6月17日施行の番号 法改正による変更及び見直し による訂正
令和7年3月21日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠		番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条 【情報提供の根拠】 2、3、7、11、15、42、56、65、69、80、83、 86、87、108、115、125、128、132、14	事後	令和6年6月17日施行の番号 法改正による変更及び見直し による訂正
令和7年3月21日	II 1. 対象人数 2. 取扱者数 いつの時点の計数か	令和5年9月1日 時点	令和7年2月1日 時点	事後	
令和7年3月21日	IV リスク対策		項目の追加	事後	様式の変更